

令和 7 年度主要な政策に係る評価書

政策 1 適正な行政管理の実施

政策 3 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等

政策 7 選挙制度等の適正な運用

政策 8 電子自治体の推進

政策11 放送分野における利用環境の整備

政策15 郵政行政の推進

政策17 恩給行政の推進

政策1:適正な行政管理の実施 評価書要旨(第1部)

<政策目的>

- (1)国民のニーズに的確に対応する効率的で質の高い行政運営の実現
- (2)公正・透明で信頼される行政運営の実現

行政管理局の取組

①行政機関等に共通する基本的な法制度の適正運用の確保

行政手続法、行政不服審査法、情報公開法等の共通法制を所管し、適正に運用。また、将来を見据えた調査研究を実施

所管法令・制度に関する各種指針の策定・改定、ガイドライン等の整備

公的機関の職員向け研修の実施

国民向けの答申・判決・裁決のデータベースを提供

全国各地に
情報公開・行政手続制度案内所を設置

AIの利活用等を見据えた
調査研究の実施

国際会議への出席等を通じた
情報発信・収集

②独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用の確保

独立行政法人通則法の所管や独立行政法人評価制度委員会の運営を通じ、独立行政法人制度の運用実態を把握・検証し、法人共通の課題の解決やDXを支援

独立行政法人の新設・改廃・
業務追加等の審査

独立行政法人評価制度委員会による
点検・審議

独立行政法人シンポジウムの
開催・情報発信

独立行政法人のDXの推進
(目標設定を通じた業務改善・DXの促進、データベース整備)

独立行政法人評価制度委員会における
業務運営改善取組事例の共有

③行政運営の変革の推進

行政運営の効率化や質の向上に向けた変革(DX・業務改革等)を推進。各府省/府省横断のDX・業務改革への参画・後押しを通じて知見を集積し提供

公的機関の職員向け研修・
ワークショップの開催

地方自治体への人材派遣・育成

ポータルサイトを通じた
改革ノウハウの情報発信・蓄積

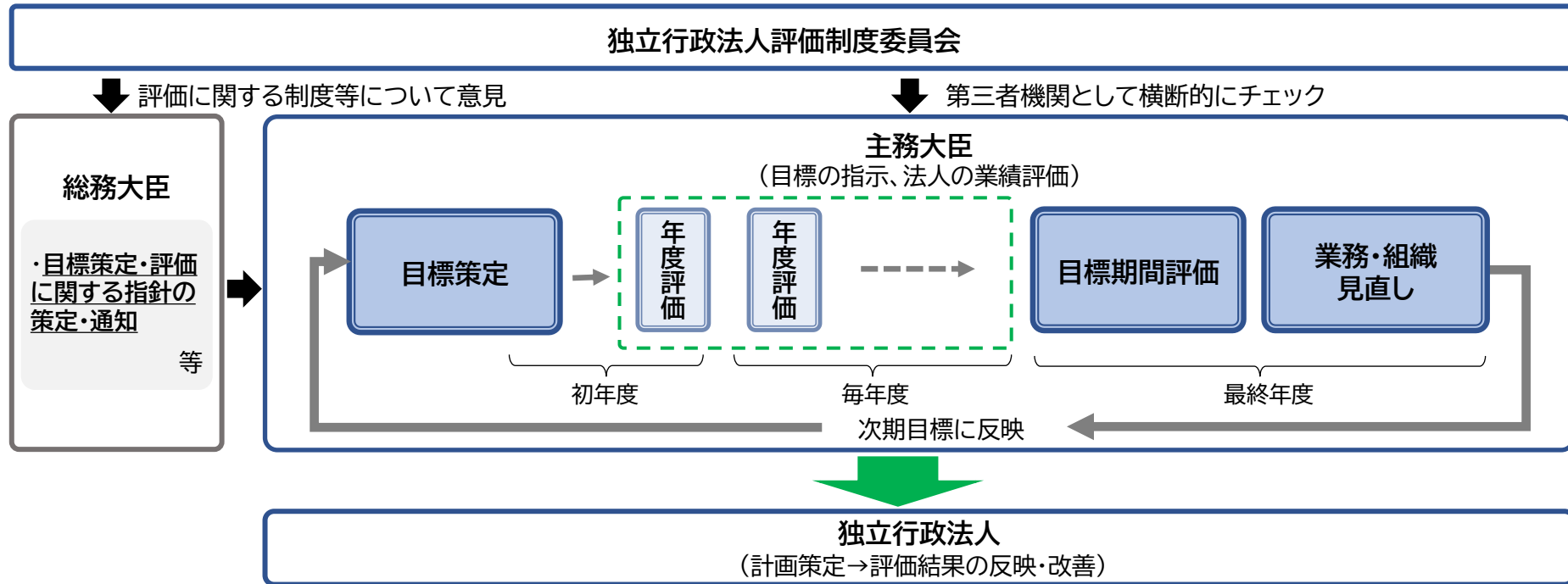
DX・業務改革
プロジェクトの支援

国際機関との共同イベント開催等を通じた
情報発信・収集

政策1:適正な行政管理の実施 評価書要旨(第2部)

重点分野: 独立行政法人におけるデータ利活用の推進

制度概要



これまでの取組

- 各主務大臣が行う法人の目標策定や業績評価に関する政府統一の指針を策定、目標管理の観点から法人におけるデータ利活用を推進
- 独立行政法人評価制度委員会において、データ利活用を法人の目標に盛り込むべき事項として提案
- 法人の業務管理及び内部管理の共通的な方向性を示す基本的な文書を提示し、主務大臣及び法人にDXの推進を促す。
- 独立行政法人評価制度委員会を通じて、法人におけるデータ利活用の事例を紹介

重点分野選定理由

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)に基づき、法人もDXにより経営・サービスの質を維持・強化する必要がある。
- 本格的な人口減少社会が既に到来しており、可及的速やかに行政サービスの持続可能性を確保する必要がある。
- DXの取組には、デジタル技術に加えて、法人が保有するデータの利活用が不可欠

政策1:適正な行政管理の実施 評価書要旨(第2部)

効果発現経路

アクティビティ

独法評価制度を通じた
法人の次期中(長)期目標策定への関与

- ・目標策定及び評価に関する政府統一的な指針の策定(H26～)
- ・独立行政法人評価制度委員会による、主務大臣の目標策定、業績評価、業務見直し等の点検(H27～)

【実績:具体的にデータ利活用を提言した見直し対象法人数】

R6:3/7法人、R5:2/13法人、
R4:3/24法人、R3:2/14法人、
R2:3/26法人

※R3まで法人共通の留意事項として、
データ利活用や連携について毎年委
員会決定により提言

R4以降は下記文書で提言

- ・法人の業務管理及び内部管理の共
通的な方向性を示す基本的な文書
の提示(R4～)

法人及び主務省における
データ利活用の取組事例の
収集・横展開

- ・法人及び主務省における財務デー
タの活用事例に関する調査結果報
告(R4.12.5)

アウトプット

主務大臣が、
法人の目標に
データ利活用につ
いて記載
※データ利活用につ
いて目標に記載した見
直し法人数
R6:7/7法人
R5:8/13法人
R4:15/24法人
R3:8/14法人
R2:22/26法人
<目標値>
R7:全法人

短期 アウトカム

法人におけるデータ利
活用の取組が進展
※法人のデータ利活用の
取組に関する評価により
把握

法人及び主務省による、
データに基づく評価活
動が進展

※企業会計的手法による
財務分析、経年比較に
よる趨勢分析等の財務
分析を実施した件(R2)

- ・主務省:32/114課室
(28.1%)
- ・法人:28/87法人
(32.2%)

※今後、データに基づく
評価活動の進展状況を、
・目標・計画(予算)と実績
(決算)の差異の要因分
析

- ・財務分析
- ・指標の経年、セグメン
ト・施設別又は類似団体
との比較分析

等のデータ分析により評
価を行った評価項目数の
割合等により把握

中期 アウトカム

データに基づく
評価結果を踏ま
えた、法人の

- ・業務状況の可
視化
- ・業務の効率化
- ・日々の業務改
善、事後検証、
事業予測の精
度向上
- ・目標・計画策
定の根拠の明
確化

データドリブンな
法人運営が定着
※法人のデータ利
活用の取組に関す
る評価により把握

長期 アウトカム

法人の政策実施
機能の最大化
※法人の総合評定
により把握

政策1:適正な行政管理の実施 評価書要旨(第2部)

これまでの取組を踏まえた課題

- 法人におけるデータ利活用の課題を直接解消する施策は実施できていない。
- 評価に用いるデータの利活用については、以下の課題が考えられる。
 - ・ 主務大臣が法人の評価に使用する評価書の評価データの機械可読性が低く、法人や主務省が実施する、法人業務の現状分析や経年比較に支障が生じている。
 - ・ 法人における自己評価のためのデータ算出や書類作成等がローカルファイル更新等のアナログな方法で行われているため、作業負担が大きく、ヒューマンエラーも生じている。

- 法人や主務省が必要なデータを適切に管理・整理して、経年比較等の活用が可能な基盤システムを整備することで、法人のデータ利活用に向けた作業負担を軽減し、法人におけるデータ利活用を推進する必要がある。
- 上記のような基盤システムは、各主務省や各法人ではなく、独立行政法人制度を所管する総務省が直接提供することが最も効率的かつ効果的

今後の取組の方向性

- 必要なデータの整理・最適なデータ処理方法の検討等の調査研究を行うとともに、その結果を踏まえ、独法データ作成・分析・評価基盤システム(仮称)を構築する。

⇒ 法人、主務省において、データ分析・活用が促進され、法人の活動を表す指標を的確に捉えて自らの活動の状況を適切に評価し、サービスの質を維持・向上させるための業務改善、DX推進が図られ、国民がより質の高いサービスを受けられるようにする。

また、法人の活動状況を国民に分かりやすく提供して国民に対する情報の透明性も向上させる。

※ なお、法人、主務省におけるデータや書類の作成・整理に係る業務負担を削減し、法人の業務の質の向上に向けた検討に注力できるようにしつつ、エラー発生リスクも低減

政策目的

地方分権の推進、地方自治制度の企画・立案、地方行政体制の整備、地方公務員制度の整備・充実等、幅広い施策に取り組み、地方公共団体の円滑な行政運営を支援する。

＜主な施策＞

1. 地方分権の確立を目指した地方制度・地方行政体制の整備等の推進

- 国・地方公共団体等のDXの推進等を踏まえた地方自治法の改正や自治体フロントヤード改革を実施

2. 市町村振興、広域連携のあり方についての調査・研究

- 急速な人口減少・少子高齢化により人材不足が深刻化する中で、持続可能な地方行財政のあり方に関する研究や多様な広域連携を推進

3. 住民基本台帳制度や地方行革等の円滑な運用の推進

- 住民の利便性の向上や国・地方公共団体の行政の合理化のため、住民基本台帳制度の整備や自治体情報システムの標準化を推進

4. 地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立や働きやすい職場環境づくり

- 地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を目指して、女性活躍、男性の育児休業を推進し、被災地への応急対策職員派遣制度を確立

重点分野

自治体フロントヤード改革の推進

1. 概要・背景

多くの地方公共団体において、少子高齢化・人口減少が進み、行政資源が益々制約されていく一方、住民の生活スタイルやニーズが多様化している中においては、行政手続のオンライン化だけでなく、「書かないワンストップ窓口」など、住民と行政との接点（フロントヤード）の改革を進めていく必要がある。これにより、住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進め、企画立案や相談対応への人的資源のシフトを促し、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくことが重要。

住民利便性の向上

- ・ **いつでもどこでも手続**ができる
- ・ 待ち時間なく、**すぐに手続**ができる
- ・ 同じ内容を何度も書かない。複数手続を**まとめて申請**できる
- ・ 必要な**手続・書類などに迷わず**行政サービスを利用できる

職員の業務効率化

- ・ 職員の**手続処理に係る時間を削減**できる
- ・ 窓口混雑緩和により職員の**心理的負担が軽減**できる
- ・ データ対応により**人為的ミスを抑制**、分析により**更なる業務の見直し**ができる



業務効率化により生まれた人的リソースを、企画立案業務や相談業務等にシフト
住民の希望に沿った窓口の実現など、より質の高い行政サービスを持続可能な形で提供

2. 現状・課題

- 各地方公共団体においてフロントヤード改革に取り組んでいるが、団体の規模によって進捗に大きな差がある
- また、個別の取組（個別最適化）にとどまり、総合的な改革（全体最適化）となっていない可能性がある

3. 効果発現経路

アクティビティ	アウトプット	短期アウトカム	長期アウトカム
総合的な改革モデルの構築、横展開	モデル構築団体数 R6 年度：12 団体 R7 年度：9 団体	総合的なフロントヤード改革に取り組む自治体数※の拡大 ※「オンライン申請（マイナポータルを通じた引越し手続サービスを除く）」、「書かない窓口かつデータ連携」及び「住民との接点の多様化・充実化に係る任意のツール（手続支援システム、予約システム、コンビニ交付等）」を導入している団体	○総合的なフロントヤード改革の取組により住民の行政手続にかかる時間の削減※
フロントヤード改革推進手順書の作成	改革の各段階でやるべきことや留意点分かる手順書を策定し、自主的な改革を促進 R7年度：全都道府県・市区町村へ発出・HP公表		○総合的なフロントヤード改革の取組により職員の行政手続の処理にかかる時間の削減※
全国を取組状況の見える化	ダッシュボードにより、他自治体の取組状況を参考にすることが可能に R6年度：1,733 団体※ ※能登半島地震の影響により、石川県内の 8 団体を対象外としている R7年度：全市区町村		※目標値については、 経済・財政新生計画の進捗管理・点検・評価表において 今年度末以降に設定予定

4. 今後の方向性

- 自治体間での取組の進捗に差がある等の課題があることから、人口規模別のモデルを構築し、その際に得られた知見等を盛り込みながら改革の各段階で行うべきことや留意点分かる手順書を作成。小規模自治体であっても改革に着手することができるよう支援を行う。
- 改革に取り組む団体を増やすとともに、全体最適化を図る改革が行われるよう、自治体フロントヤード改革推進手順書やデジタル活用推進事業債などを活用し取組の横展開を図り、地方自治体の改革を促進
- モデル事業の成果や進捗状況を踏まえ、住民の利便性向上とともに更なる職員の業務効率化等に向けた次なるモデル事業の検討を進める。

政策目的

公職の選挙に関する制度の企画・立案、国政選挙等の適正な管理執行を行うとともに、主権者教育を推進し、国民の政治意識の向上を図る。
また、政治資金規正法及び政党助成法の適正な運用を行い、民主主義の健全な発展を図る。

<主な施策>

1. 選挙制度の企画・立案

- 衆議院議員の選挙（定数465）：小選挙区選挙（定数289）、比例代表選挙（定数176、11選挙区）
任期 4 年、解散あり、重複立候補あり
- 参議院議員の選挙（定数248）：選挙区選挙（定数148、原則都道府県単位（定数 2 ～12））
比例代表選挙（定数100、全国選挙区）、非拘束名簿式
任期 6 年、3 年ごとに半数改選
- 地方公共団体の長の選挙：任期 4 年（議会の不信任決議による失職あり）
- 地方公共団体の議会の議員の選挙：任期 4 年（長による解散、自主解散あり）

2. 適正な選挙管理執行

- 国政選挙は、衆・比例代表、参・比例代表の選挙は中央選挙管理会（総務省）、衆・小選挙区、参・選挙区の選挙は都道府県選挙管理委員会が管理。

3. 政治資金制度の適正な運用

- 政治資金規正法及び政党助成法の目的に沿って、政党など政治団体の届出の受理、政党など政治団体が作成する政治資金収支報告書（12月31日現在でその年における収支等の状況を記載した報告書）や政党交付金使途等報告書（12月31日現在でその年における政党交付金に係る収支等の状況を記載した報告書）の公表等を行う。

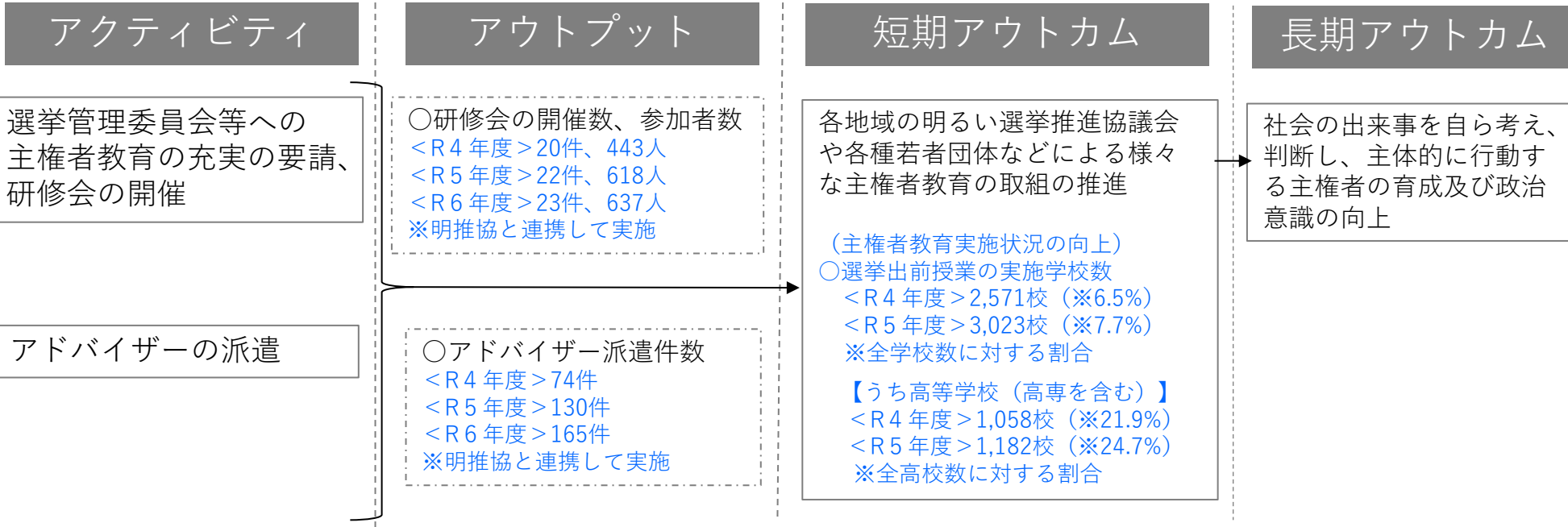
重点分野
(その 1)

参加・実践等を通じた政治意識の向上

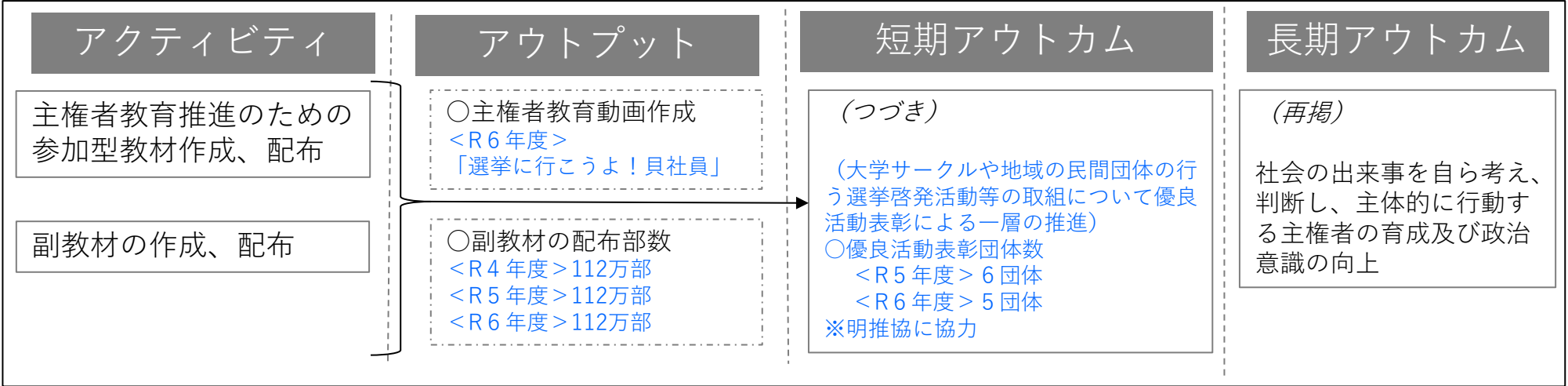
1. 概要・背景

選挙の常時啓発は、若者も年配者も、社会的知識の欠如や政治的無関心では通用しない社会になっている中で、あらゆる世代を通じ、「社会参加の促進」と「政治的判断能力の向上」を二つの大きな柱として、社会に参加し、自ら考え、自ら判断できる高い資質を持った主権者を育成することが重要であり、総務省・中央選挙管理会及び各自治体の選挙管理委員会のみではなく、他の行政機関や明るい選挙推進協会（明推協）等の民間団体においても実施されている。

2. 効果発現経路



2. 効果発現経路（つづき）



3. 現状・課題

選挙権年齢の18歳以上への引下げ等を踏まえ、若い世代が政治に関心を持ち、積極的に政治に参加することが期待されている中、政治意識の向上を図る観点から、国や社会の問題を自分たちの問題として捉え、考え、行動していく主権者を育てる主権者教育の取組が重要であり、好事例の横展開を含め、その取組の充実を図っていく必要がある。

4. 今後の方向性

- 主権者教育の更なる推進に向けて団体等へ積極的な働きかけを行うとともに、主権者教育アドバイザーの拡充を図り、学校等への派遣や研修会の開催などにより、各地域の取組が活発に行われるよう支援する。
- 選挙管理委員会だけでなく、議会事務局や教育委員会、各地の明るい選挙推進協議会など主権者教育の取組に関わる各主体の連携を図り、それぞれの主権者教育の取組を共有するなど、新たな主権者教育の取組につなげる。
- 主権者教育の推進のため、各地域で行われている主権者教育の優良事例について、その具体的な内容・手法等について調査し、全国の選挙管理委員会等にその内容を紹介することにより、横展開をより一層推進していく。

重点分野
(その 2)

投票環境の向上

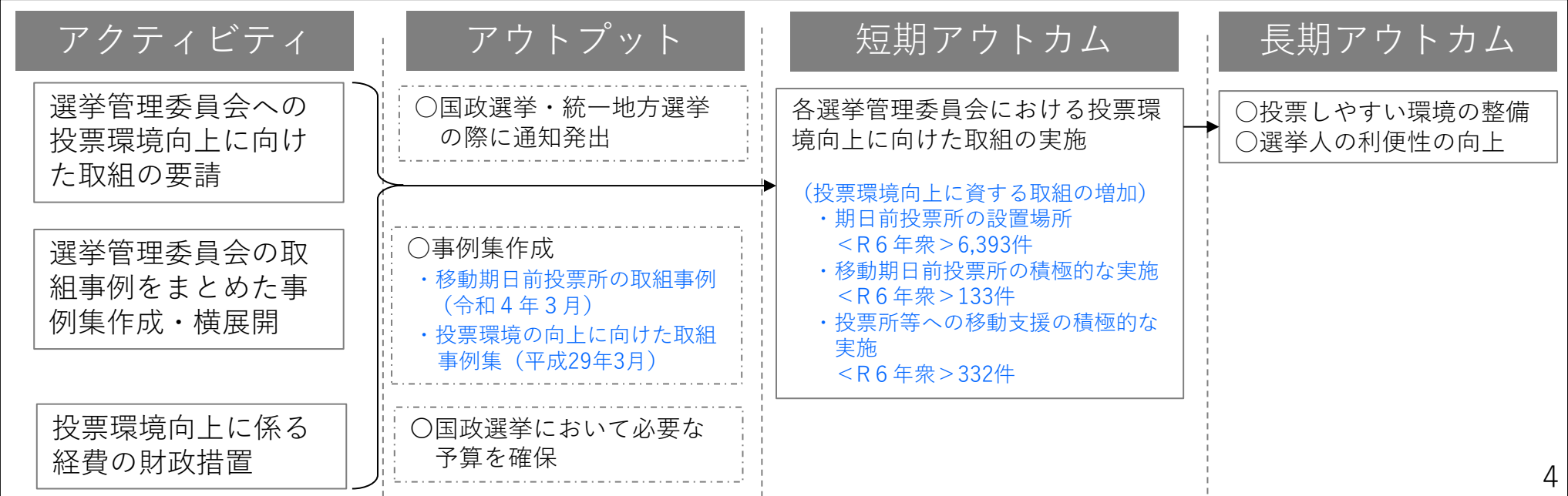
1. 概要・背景

選挙人の投票環境の向上を図るための制度として、主に以下のものがある。

- ① 期日前投票制度（投票所への交通手段の確保が難しい選挙人などの投票機会の確保の観点から、複数の箇所を巡回する自動車を活用した移動期日前投票所の取組も実施。）
- ② 共通投票所
- ③ 不在者投票制度
- ④ 在外投票制度

また、高齢者や障害者など投票所（期日前投票所及び共通投票所含む。）への移動が困難な方はもとより、選挙人の投票の機会を幅広く確保する観点から、投票所までの巡回・送迎バスの運行やバスの無料乗車券の発行など、選挙人に対する投票所への移動支援に関する施策が実施されている。

2. 効果発現経路



3. 現状・課題

人口減少や少子高齢化など社会環境が変化する中においても、投票環境向上を図るため、各団体の取組事例を紹介し、期日前投票所の利便性の高い場所への設置などの取組を検討するよう全国の選挙管理委員会に要請している。

期日前投票所の設置場所

- ・ ショッピングセンターなど利便性の高い場所への期日前投票所の設置について、積極的に取り組むこと。

移動期日前投票所の積極的な実施

- ・ 複数の箇所を巡回する自動車を用いた移動期日前投票所については、投票所までの距離が遠い選挙人などの投票機会の確保の観点から有効な取組と考えられるため、積極的に対応すること。

投票所等への移動支援の積極的な実施

- ・ 選挙人に対する投票所（共通投票所及び期日前投票所を含む。）までの交通手段の提供に要する経費については、選挙執行委託費の基準額に加算措置が行われることも踏まえ、高齢者や障害者など投票所への移動が困難な者はもとより、選挙人の投票の機会を幅広く確保する観点から、移動支援に関する施策について、積極的に講じること。

4. 今後の方向性

- 期日前投票所や共通投票所の積極的な活用について、引き続き全国の選挙管理委員会に要請を行う。
- 各選挙管理委員会における、投票環境向上に資する取組の実施のため、各選挙管理委員会の優良事例の横展開や、選挙事務に精通したアドバイザーの派遣を継続する。
- 選挙人のライフスタイルや、社会環境の変化に対応した投票環境向上に係る取組を支援する。

政策目的

以下のデジタル関係施策の推進に取り組み、住民の利便性の向上と住民行政の効率化を図る。

< 主な施策 >

1. 住民基本台帳ネットワークシステムの運営

- 住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築。
- 住基ネットによる行政機関への本人確認情報提供の件数は増加傾向となっており、これにより、従来、住民が各種行政手続の際に求められていた住民票の写し等の添付が省略されている。

2. マイナンバーカードの発行、交付及び管理

- マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも安全かつ確実に本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールであり、希望する全ての国民が取得できるよう、円滑にカードを取得するための申請環境及び交付体制の整備を促進する。

3. 自治体情報システムの標準化

- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 原則、令和 7 年度（2025 年度）までに、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指す。

4. 地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の強化

- 改正地方自治法に基づき、総務大臣指針を地方公共団体等に対して提示。
- 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定し、助言を行うほか、国における情報セキュリティ対策の動向やデジタル化の動向等を踏まえ、有識者検討会での議論を経て、年度ごとに改定。

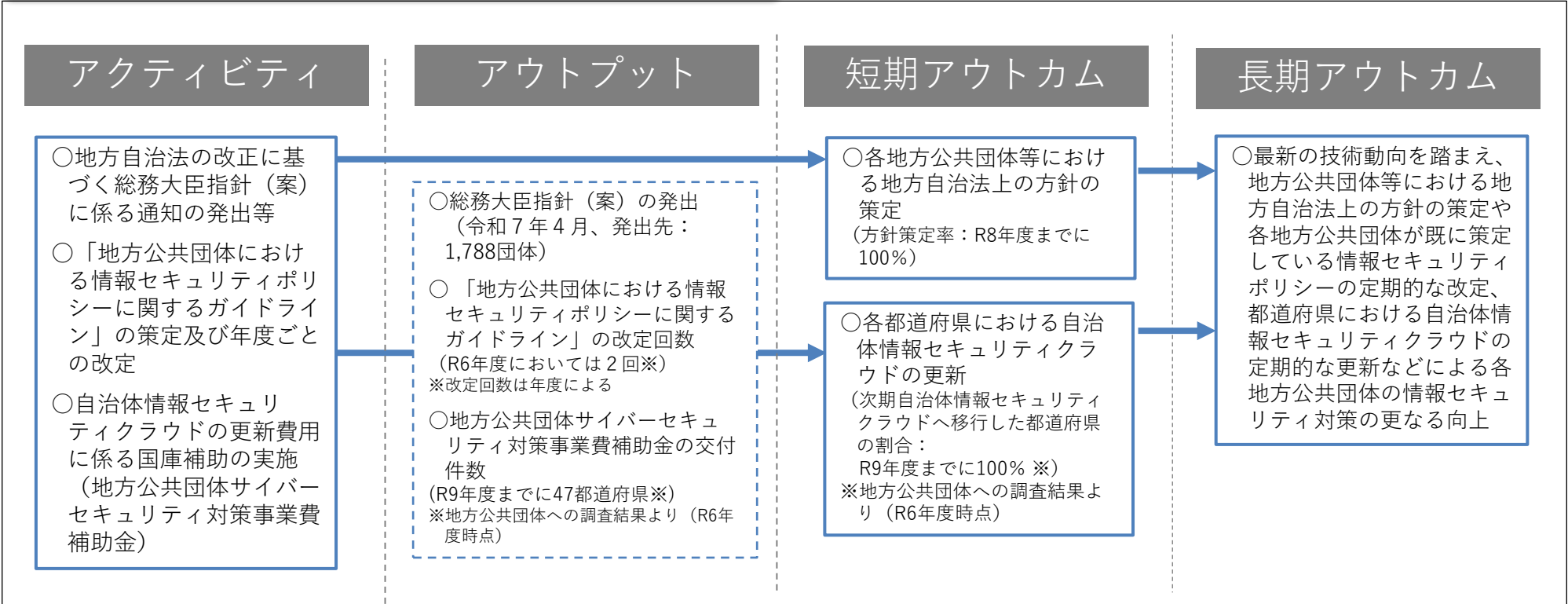
重点分野

地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の強化

1. 概要・背景

地方公共団体におけるDXを進めることが急務となる中で、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることなどから、住民情報等の機微な情報を保有し、国民生活に密接に関係する基礎的なサービスを提供している地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の更なる強化を図る必要がある。

2. 効果発現経路



3. 現状・課題

現状：改正地方自治法施行日（令和 8 年 4 月 1 日）までに、各地方公共団体等において地方自治法上の方針を策定
全都道府県において、次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行

課題：全地方公共団体等における地方自治法上の方針の策定及び公表
全都道府県における次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行費用の確保
（地方公共団体サイバーセキュリティ対策事業費補助金の活用促進）

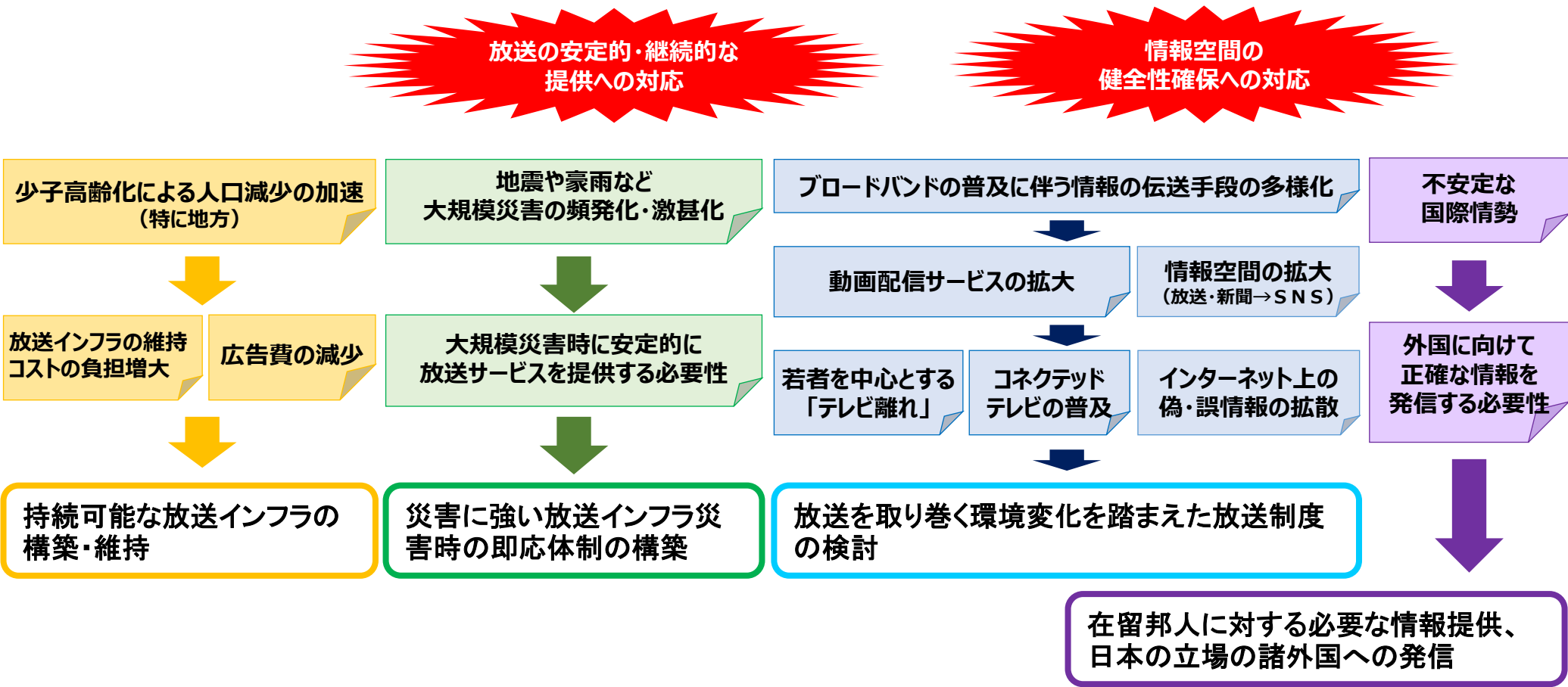
4. 今後の方向性

- 全地方公共団体等における確実な方針の策定と公表
 - 各都道府県における次期自治体情報セキュリティクラウドへの速やかな移行
 - ・ 都道府県に対し、地方公共団体サイバーセキュリティ対策事業費補助金の活用を促進する。
 - ・ 令和 9 年度めどの移行に向けて、都道府県に対する適切な助言を行う。
- ※上記に限らず、地方公共団体におけるサイバーセキュリティ対策の向上のために必要な施策を講じる。

放送政策の目的

放送番組や放送由来の情報（放送コンテンツ）をインターネットを含む多様な伝送手段で国民・視聴者に届けることができる環境を整備すること

放送を取り巻く環境変化・具体的な取組



重点分野

災害に強い放送インフラ、災害時の即応体制の構築

背景

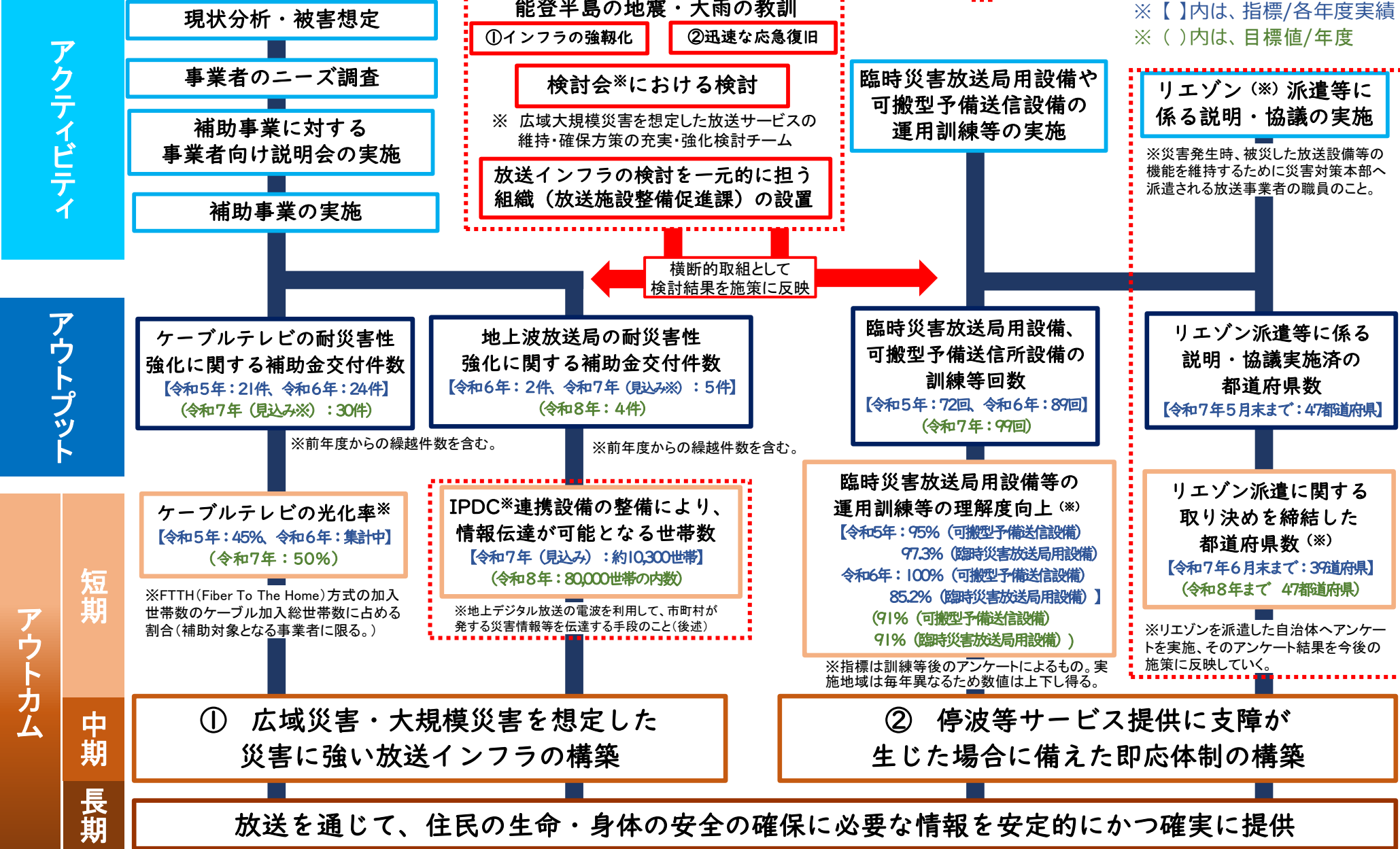
- 近年、大規模災害時において、救命・救助活動や復旧・復興の妨げとなる偽・誤情報の拡散が社会問題となっており、また、災害の激甚化・頻発化が進む中で、災害時に住民の生命・身体の安全確保に必要な情報を迅速かつ確実に提供する上で、取材や編集に基づき信頼性が一定程度担保された情報を伝達する放送の役割は引き続き重要と考えられる。
- 大規模災害時においても、放送を通じて、住民に対して安定的にかつ確実に情報が届くようにするためにも、① 防災・減災の観点からの平時からの対策と、② 発災時の迅速なサービス復旧と住民の視聴環境確保のための対策の両面から取り組む必要がある。

目標達成に向けた課題

- これまで、①の観点から災害に強い放送インフラの構築に取り組んできたところであるが、令和6年能登半島地震においては、地上波中継局の停波やケーブルテレビのケーブルの断線の被害が想定を上回り、サービス停止が長期間に渡ったため、臨時的な措置として衛星を活用するなど、放送サービスの安定的な提供に支障が生じた。
- 能登半島地震での教訓を踏まえて、①のこれまでの取組を継続・強化しつつも、災害の規模は事前に想定しづらく、停波は生じうるものとの前提に立ち、例えば、停波した場合の広域連携や即応体制の構築、避難住民の放送視聴環境の確保が必要であり、②の観点からも十分な対策を講じる必要があるのではないかと。特に、令和6年には南海トラフ地震警戒情報も発出されるなど、今後は災害の大規模化・広域化を想定した対策を検討する必要があると考えられる。
- この点について、総務省では令和7年2月より「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム」（※）を設置し、対応を検討しているところである。

（※） https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital_hososeido/index06.html

(効果発現経路)



課題認識(まとめ)

- 平時からの災害に強い放送インフラの構築については、国による支援（補助）の実施により、一定の進捗を見せており、災害時の被害防止・軽減に一定の効果が出ていると認識。
- 一方、令和6年能登半島地震・大雨においては被害が想定を上回ったためサービス停止が長期間に渡った。サービス復旧に当たっては、現地対策本部、地方自治体、関係省庁、事業者などの関係者と連携した対応が必要となった。
- 災害の規模は事前に想定しづらいものであり、サービス停止は生じうるものとの前提に立ち、今後は、災害の大規模化・広域化を想定し、停波した場合の広域連携・即応体制をあらかじめ構築し、事業者間連携を進めるとともに、避難住民の放送視聴環境の確保に十分な対策を講じる必要がある。

今後の取組の方向性

1. 平時からの放送インフラの強靱化に加えて、災害発生時に迅速にサービス復旧を行い、住民の放送視聴環境を確保するための体制作りにも注力する。
⇒ 特に南海トラフ地震など**広域大規模災害に備えた対策の検討**を進める
2. 災害発生時に、地上波放送・ケーブルテレビ・衛星放送を組み合わせながら、インフラ横断的・面的に住民が放送を視聴できる環境の構築に取り組む。
⇒ **放送インフラの整備・維持を一元的につかさどる新しい組織を設置**し、一体的に取り組む

1. 郵政事業のユニバーサルサービスの確保等

- 郵政事業のユニバーサルサービスの提供は、日本郵政と日本郵便の責務として法定。
- 日本郵政・日本郵便の責務である郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスの提供等が着実に履行されるよう、日本郵政グループ各社への必要な監督や制度の企画立案を実施。

①日本郵政・日本郵便の法人監督

- 日本郵政・日本郵便の事業計画の認可等、両社の組織及び運営一般の監督を実施。

②郵便の制度に関する企画・立案、事業者の監督

- 郵便料金に係る制度の在り方の検討を実施。

③貯金業務・保険業務に関する事業者の監督

- 郵政民営化法に基づき、ゆうちょ銀行・かんぽ生命に関する新規業務規制等に係る対応等を実施。

2. 郵便局における行政サービス・生活支援サービスの提供に係る取組促進

- 人口減少により、地域の行政サービスや生活支援サービス等の縮小・撤退する地域が増加する中、全国約2万4千の郵便局を活用し、地域に必要な機能の維持を図るとともに、行政サービス及び生活支援サービスの確保・強化による住民利便の向上・地域経済活性化に繋げるため、郵便局の新たな活用事例の創出に係る実証事業を行い、日本郵便の様々な地域課題解決に貢献する取組を推進。

3. 信書便事業分野における健全な競争環境の整備

- 信書便事業の許認可等により、信書便制度を適正に運用するとともに、制度説明会等による周知活動を推進。

4. 国際郵便に係る業務・制度の改善や日本型郵便インフラシステムの海外展開の促進

- UPU関連会合への積極的な参画及びUPUへの人材派遣の実施とともに、新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの需要調査及び相手国との協議を実施。

1. 重点分野

郵便局における行政サービス・生活支援サービスの提供に係る取組促進

2. 背景・これまでの取組

- 少子高齢化・デジタル化の進展等、社会を取り巻く環境変化により、地域課題も変化。郵便局の活用による地域課題解決に期待が寄せられる。
- 人口減少が進む中、自治体支所等や民間の金融機関や医療機関等の縮小・廃止等、地域の持続可能性確保が課題。さらに、人口減少が進む中、自治体等と郵便局が連携し、行政サービスや生活支援サービス等地域に必要な機能の維持、住民利便向上・地域経済活性化が必要。



デジタル技術と郵便局を組み合わせた地域課題解決事例を創出。マイナンバーカードの交付事務など様々な自治体窓口事務の受託を推進。また、オンライン診療や駅業務、金融機関窓口の受託など、郵便局の活用方策に係る様々な調査・検討を実施し、その成果を「事例集」として整理・公表。

3. 効果発現経路

アクティビティ	アウトプット	短期アウトカム	中長期アウトカム
郵便局の利活用による地域課題解決等に関する実証事業の実施	➤ 行政サービス・生活支援サービスの確保に係る実証実施 (R4年度3件、R5年度4件、R6年度4件) 【目標件数:10件】 ➤ 自治体への説明会の実施 (R6年度13件) 【目標件数:15件】 ➤ 郵便局を活用した各種サービス導入に係るガイドラインの作成 (R4年度3件、R5年度4件、R6年度4件) 【目標件数:5件】	➤ 郵便局と自治体による行政サービスの確保に向けた連携を推進 指標:郵便局事務取扱法に基づく自治体事務受託件数 R3年度末 170自治体、588郵便局 R4年度末 168自治体、567郵便局 R5年度末 157自治体、523郵便局 R6年度末 174自治体、581郵便局	➤ 人口減少下において、地域のサービスが持続可能な形で提供され続ける地域社会の実現
地域の持続可能性の確保のための郵便局活用のあり方等に関する調査の実施及び郵便局利活用事例の普及展開	➤ 自治体アンケート調査実施 (R4年度回答数1,248自治体/1,741自治体 R5年度回答数1,005自治体/1,741自治体 R6年度回答数 985自治体/1,741自治体) 【目標件数:1,000自治体】 ➤ 郵便局を活用した新たな課題解決モデルの調査・検討 (R4年度1件、R5年度2件、R6年度2件) 【目標件数:5件】 ➤ 郵便局の利活用事例集の作成(R6年度8事例)	➤ 地域の実情や社会環境等の変化を踏まえ、オンライン診療・服薬指導や買い物支援、駅業務の受託といった自治体からの行政サービスの受託以外の多様な主体との間の住民生活支援サービス等の連携事例を創出。地域と郵便局の有機的な連携を推進 指標:連携取組実施地域 (55地域 令和7年4月末現在)	➤ 郵便局と地域の多様な主体との連携強化や、地域課題に応じた多様な解決策の提供を通じた地域活性化の実現

4. 今後の方向性

- 令和7年度より新たに開始する地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業を着実に実施し、行政サービスや住民生活支援サービスを一元的に提供する「コミュニティ・ハブ」としての郵便局の利活用による、地域の持続可能性の確保と地域活性化の実現を目指す。
- 得られた知見や住民へのアンケート調査等を通じた改善事項を抽出し、成功事例や課題等を自治体・日本郵便に説明・共有し、郵便局の利活用のニーズの掘り起こしや各種サービスの実装・横展開に繋げるなど、地域を支える郵便局の利活用に向けた更なる取組を行う。

（政策目的）

公務員（旧軍人、官史など）が公務のために死亡した場合、公務による傷病のために退職した場合及び相当年限忠実に勤務して退職した場合において、国家に身体、生命を捧げて尽くすべき関係にあった、これらの者及びその御家族の生活の支えとして給付される国家補償を基本とする恩給を確実に支給すること

（主な取組）

1. 恩給を受ける権利の裁定に関する事務：

恩給を受ける権利は、公務員としての一定の勤務期間と退職、死亡、障害などの条件が整うと発生するが、実際に恩給を受けるためには、その権利について確認（＝恩給の裁定）を受けることが必要であり、総務省では、権利の裁定、恩給証書の作成・交付等の事務を実施している。

2. 恩給の支給に関する事務：

年金である恩給は、毎年4月、7月、10月及び12月の4期分に分けて、その月の前月分までの分（12月は同月分までの分）を支給している。その際、住民基本台帳ネットワークシステムを利用した受給者の生存確認を行っている。

3. 恩給相談：

電話、メール、面談等による相談に対応している。

政策17：恩給行政の推進 評価書要旨（第2部）

重点分野：恩給支給事務のオンライン化等による効率化・受給者サービスの向上

目的

●恩給担当では、恩給の確実な支給を目的として、これまで恩給請求の迅速な処理を行ってきたところ。引き続き、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年（2025年）6月13日閣議決定）に従って恩給支給事務のオンライン化等による効率化を進めるとともに、受給者の高齢化等に対応したサービスの向上を図る。

効果発現経路

アクティビティ

●住民基本台帳ネットワークシステムとの連携（H15年度～）

●一部の届出手続について電子メールでの受付を開始（R2.12～）

●「公共サービスメッシュ等接続システム」の整備（新規）

アウトプット

●住民基本台帳ネットワークシステムから入手した情報により恩給受給者の生存確認を実施

【指標】システムを活用した生存確認件数
R6年度：333千件

●恩給関係請求手続のオンライン化を実現

【指標】メール届出の割合
・住所変更届(R6年度):10.6%
・恩給証書再交付申請(R6年度):19.0%

●マイナンバーを活用した情報連携により、戸籍情報又は所得情報等を取得し、証明書類の添付を省略化

短期アウトカム

●住民基本台帳ネットワークシステムの活用による過払い発生の抑制

【指標】過払い件数
H14年度：125.5件/10万件
R6年度：8.4件/10万件
<目標>
R7年度：0件/10万件

●事務の効率化を実現するとともに、平均年齢が95歳を超える恩給受給者のご家族の手続負担を軽減

長期アウトカム

●恩給の支給に関する事務を正確かつ迅速に処理することにより恩給受給者サービスを向上するとともに、効率的な業務運営を確保する。

政策17：恩給行政の推進 評価書要旨（第2部）

重点分野：恩給支給事務のオンライン化等による効率化・受給者サービスの向上

1 住民基本台帳ネットワークシステムを活用した取組（平成15年度～）

●恩給等の確実な支給のため、住基システムを活用した取組を実施し、生存確認のため、住基システムから入手した情報と恩給受給者の情報を照合し、過払いの発生を抑制している。

【今後の課題・方向性】

●受給権調査にあたり、アナログ手法（往復はがき）から住基システムの活用に切り替え、過払いの発生率は10万件当たり8.4件であり、適切な執行に大きく寄与しているが、住基システムの活用による過払いの抑制を上回る恩給の確実な支給に資する業務・システムの見直しの可能性について検討

2 一部の届出手続について電子メールでの受付を可能とする取組（令和2年12月～）

恩給受給者等からの各種届出のうち、添付書類が不要である「恩給受給者の住所変更届」、「恩給証書再交付の申請」について、令和2年12月から電子メールでの受付を可能とした。

【今後の課題・方向性】

●上記の手続きは電子メールでの受付が可能である旨、受給者等が理解しやすい広報に引き続き努める。

3 公共サービスメッシュ等接続システムの構築（新規）

恩給の請求等について、手順のオンライン化及びマイナンバーの活用による添付書類（戸籍謄本等）の省略化を実現し、受給者等の負担軽減を図ることを目的とした情報システム

【今後の課題・方向性】

1 オンライン化・情報連携にあたっての申請者への配慮

申請者の多くは高齢者であることを踏まえ、従来の郵送（紙）による提出の併存、恩給相談窓口での応答における丁寧な対応等、申請者に寄り添った対応が必要

2 恩給受給者数減少に伴う対応

恩給受給者等が年々減少する状況を踏まえ、費用対効果を考慮した設計・開発とする必要

3 情報セキュリティの強化（特定個人情報の適正管理）

特定個人情報を扱うことから、取得情報を適正に管理する必要